

第12 価額による弁償

70 価額弁償の抗弁と訴訟進行

Q

訴訟で価額弁償の抗弁が出されたとき、訴訟進行は
どうなるのか。

A

1 価額弁償の抗弁

遺留分減殺請求訴訟の進行上、現物返還請求に対する価額弁償の抗弁をどう扱うかは、受贈者・受遺者が価額弁償を選択した場合、現物返還義務を免れるのはいつかという問題に関わる。すなわち、受贈者・受遺者の価額弁償の意思表示がなされた時か、それとも価額弁償の現実の履行又は弁済の提供の時か、ということである。

最高裁は当初、「価額弁償における価額算定の基準時は現実に弁償がされるときである」（最判昭51・8・30判時826・37）とし、また、「特定物の遺贈につき履行がされた場合に民法1041条の規定により受贈者が遺贈の目的物の返還義務を免れるには、価額の弁償を現実に履行するかその履行の提供をしなければならず、価額の弁償をすべき旨の意思表示をただけでは足りない」（最判昭54・7・10判時942・46）と判示した。これによると、価額弁償の主張だけでは現物返還請求に対する抗弁とならないことになる。

2 弁償すべき額の算定

しかし、遺産の範囲及びその相続開始時における評価並びに生前贈

現物返還請求権は、本来価額弁償を受けない限り消滅しないものであるからという理由である。このように解しても、現物返還請求権を不当に制約することもないし、かつ適正な弁償価額を当該訴訟で確定でき、価額を確定するための他の方法をとる迂遠な手続を避けることができるとする。この場合の判決主文は「別紙目録記載の不動産の共有持分につき、金〇〇円を支払い又はその支払を提供したとき、平成〇年〇月〇日贈与を原因とする所有権移転登記手続をせよ」となる。しかし、この判決については、いつまでに価額弁償の主張をなすべきか、価額の評価基準日をいつにするか、執行手続をいかにすべきか等手続上の問題が生じた。そこでこれを一步進め、判決の主文で判決確定日までに代価を支払った場合には現物返還を免れることを明示した判決も出た（名古屋地判平3・8・12判時1412・134）。

5 最高裁平成9年2月25日判決（判時1597号66頁）

その後、最高裁は次のように判示した。

「受贈者が当該訴訟手続において、事実審口頭弁論終結前に、裁判所が定めた価額により民法1041条の規定による価額の弁償をなすべき旨の意思表示をした場合には、裁判所は、右訴訟の事実審口頭弁論終結時を算定の基準時として弁償すべき額を定めた上、受遺者が右の額を支払わなかったことを条件として、遺留分権利者の目的物返還請求を認容すべきものと解するのが相当である」

6 最高裁平成20年1月24日判決（判時1999号73頁）

前記最高裁平成9年2月25日判決後も、価額弁償を現に求めた場合の権利の内容、特に法律上の地位や、遺留分減殺によって取得した権利の帰趨がはっきりしなかった。そこで最高裁は、受遺者が価額弁償の意思表示をしたときは、遺留分権利者は目的物の現物返還請求権を

行使することもできるし、それに代わる価額弁償請求権を行使することもできるとし、「遺留分権利者が受遺者に対して価額弁償を請求する権利を行使した場合には、当該遺留分権利者は、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権をさかのぼって失い、これに代わる価額弁償請求権を確定的に取得すると解するのが相当である」とした。

すなわち、受遺者が価額弁償の意思表示をし、遺留分権利者が価額弁償を請求する意思表示をした時点で、遺留分権利者は価額弁償請求権を確定的に取得し、受遺者の方は遺留分権利者に対し、適正な遺贈の目的の価額を弁償すべき義務を負うことになる。この場合、価額弁償支払義務は期限の定めのない債務となり、遺留分権利者の履行請求の経過により履行遅滞になる。したがって、価額弁償請求にかかる遅延損害金の起算日は、遺留分権利者が価額弁償権を確定的に取得し、かつ、受遺者に対し弁償金の支払を請求した日の翌日である（民法412条3項）。

なお、この判決主文は単に金員の支払を命ずるものである。

7 最高裁平成21年12月18日判決（判時2069号28頁）

この判決は、受遺者の提起した価額弁償額の確定を求める訴えに確認の利益を認めたものである。遺留分減殺請求を受けた受遺者が、民法1041条所定の価額を弁償する旨の意思表示をしたが、遺留分権利者から目的物の現物返還も価額弁償請求もされていない場合において、弁償すべき額に争いがあり、受遺者が、判決によって金額が確定したときは速やかに支払う意思がある旨を表明した場合には、弁償すべき価額の確認を求める訴えについての確認の利益があり、適法とした。前記の最高裁平成20年1月24日判決によれば、この訴え提起の段階では、遺留分権利者は、受遺者に対して現物返還請求権と価額弁償請求

権を選択できる立場にある。しかし、価額弁償をする旨の意思表示をしたが、弁償すべき価額に争いがあるためその履行ができない受遺者に対し、弁償すべき価額の確定を求める訴えの必要性を認めたものであり、価額弁償をよりし易くした判決と評価される。

8 結 論

前掲最高裁判平成9年2月25日判決及び同20年1月24日判決に従うと、価額弁償の抗弁は価額で弁償する意思表示で足り、必ずしも現実に弁償ないし弁済の提供を要しないことになる。

抗弁の具体例としては、「裁判所が定めた価額により民法1041条の規定による価額の弁償をする」ということになろう（前掲最判平9・2・25）。

また、遺留分権利者が現物返還のみを請求し、又は主位的には現物返還を請求し、予備的には価額弁償を請求し、受遺者が価額弁償の抗弁を提出した場合には、受遺者が弁償額を支払わなかったことを条件として、目的物返還を命ずることになると解される。ただし、価額弁償請求権が確定するのは判決確定後となるため、弁償金に対する遅延損害金の起算日は、判決確定日の翌日と解される（星野編・遺留分事例解説376頁）。

実務メモ17

平成20年1月24日の最高裁判決によると、受遺者から価額弁償の意思表示を受けた遺留分権利者が価額弁償を請求する権利を行使する旨の意思表示をすると、債権である価額弁償請求権のみ取得することになるので、受遺者が無資力になった場合、債権の回収ができないおそ

116 除外合意・固定合意とは

Q

遺留分に関する民法の特例で定める除外合意とは何か。また、固定合意とは何か。

A

1 除外合意とは

除外合意とは、旧代表者から後継者が贈与を受けた株式等に関し、その価額については遺留分を算定するための基礎財産には算入しないこと、すなわち、当該株式等を基礎財産から除外する旨を、旧代表者の推定相続人全員で行う合意である（経営承継円滑化法4条1項1号）。

例えば、中小企業の旧代表者と後継者との間で自社株式の贈与等がなされ、将来その旧代表者を被相続人とする相続が開始した場面では、当該後継者とその他の相続人との間で当該株式に対する遺留分減殺の問題が生ずることがままある。遺留分の計算に当たっては、被相続人（旧代表者）が相続開始の時に有していた財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して算定され（民法1029条1項）、前記後継者への自社株の贈与が相続開始前1年間になされた場合は遺留分算定基礎財産に加えられるばかりか（民法1030条前段）、仮に相当前に贈与されたものであっても特別受益として基礎財産に取り込まれ（民法1044条・903条）、遺留分減殺の対象ともなり得ると解されているからである（最判平10・3・24判時1638・82）。

そこで、株式や事業用財産（後記のとおり、除外合意は株式以外の財産にも認められる。）が遺留分減殺により分散してしまう結果として会社の経営が不安定化することを回避し、経営ないし事業の円滑な

130 減殺請求と訴状の請求の趣旨

Q

遺留分減殺請求訴訟において、目的物が次のような場合、訴状の請求の趣旨はどのように記載すればよいか。

- ① 不動産
 - ② 書画・骨董品
 - ③ 株式
 - ④ 銀行預金
-

A

1 減殺請求権の行使と二段階請求

遺留分減殺請求権は形成権であり、その行使により遺留分権利者に対して遺留分相当が物権的に移転すると解されている。したがって、減殺請求訴訟の訴訟物は、減殺請求権そのものではなく、減殺の結果生じた権利関係に基づく物権的ないし債権的な請求権である。このため訴状では、遺留分減殺請求権を行使した結果成立した権利関係に基づいて、それを実現するための請求の趣旨を記載することになる。

ところで、遺留分減殺請求権の権利の実現過程は二段階になっている。すなわち、①減殺請求により権利者に物権的に移転した財産権を取り戻す段階と、②取り戻された財産が共有の場合、その共有関係を解消して権利を最終的に確定する段階である。このため訴訟を提起する場合、訴訟技術として①だけを先に求めるのか、①と②を一緒に求めるのか、あるいはいきなり②を求めるのかという問題がある（これについては、Q133参照）。どのような請求をするかは、具体的事案により